

平成 20 年 4 月 22 日

各 位

会社名 宝 印 刷 株 式 会 社
代表者名 取締役社長 堆 誠一郎
(コード番号 7921 東証第一部)
問合せ先 執行役員総務人事部長
加島 英一
(TEL. 03-3971-3101)

「内部統制システムの基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 4 月 22 日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を下記のとおり一部改訂することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、株主の皆様やお得意様をはじめ、取引先、地域社会、社員等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、平成 18 年 4 月には「倫理・コンプライアンス規程」を制定・施行し、取締役ならびに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取組み、平成 18 年 12 月には金融商品取引法に対応するための計画を取りまとめるなど、内部統制システムの充実に努めております。
- ② お得意様の法令等に基づく機密性または秘匿性のあるディスクロージャー書類の印刷等を業務の根幹とする当社にあっては、インサイダー情報の管理体制の構築および社員教育の徹底は重要な経営課題であり、更なる整備を図っております。
- ③ 今後、株主・投資家の皆様へは、情報開示のための社内体制の一層の整備を図り、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を実践し、経営の透明性を高めるよう努めております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、当社社内規程およびそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存および管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行うものとしております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報・文書につきましては稟議制度を電子化し、そのデータベース化を図り、当該各文書等の存否および保存状況を素早く検索・閲覧できる体制を構築し、適切な情報の保存および管理を行うものとしております。
- ③ 前 2 項に係る事務は、当該担当執行役員が所管し、①の検証および見直しの経過、②のデータベースの運用および管理について、定期的に取り締役に報告するものとしております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「危機管理規程」を平成18年4月に制定し、代表取締役社長の下にリスク管理体制を構築いたしました。
- ② リスク管理部門として総務人事部がリスク管理活動を統括し、規程の整備と検証・見直しを図ります。
- ③ さらに、当社は、内部監査を実施するCSR部を設置し、CSR部は定期的に業務監査実施項目および実施方法を検討し、監査実施項目が適切であるかどうかを確認し、必要があれば監査方法の改訂を行います。
- ④ CSR部の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容およびそれがもたらす損失の程度等について直ちに取締役会および担当部署に通報し、改善する体制を構築しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 事業運営については、経営環境の変化を踏まえ中期経営計画を策定し、その実行計画として各年度予算を策定し、全社的な目標に基づく具体策を各部門で立案し、実行しております。また、CSRの理念を重視した経営体制を整備するため、平成18年8月24日に設置した「CSR室」を平成19年2月1日付で監査部と統合したうえでCSR部とし、人員の拡充を図り、会社法および金融商品取引法上の内部統制システムの監査を含めたCSR経営推進のための体制を整備しました。また、平成18年11月に金融商品取引法上の内部統制体制を整備するため「内部統制整備推進プロジェクト」を組成し、その対応にあたっております。
- ② 当社は、変化の激しい経営環境に対し機敏な対応を図るため、平成18年8月24日から執行役員制度を導入しました。これは、経営の意思決定と業務執行機能を分離し、それぞれの機能を高め、経営および業務執行のスピードアップを図る体制を構築しております。現任の取締役8名のうち代表取締役社長および社外取締役を除く5名は、執行役員を兼務しております。なお、執行役員会は毎月1回開催しております。
- ③ 当社は、定例の取締役会を原則月2回開催し、重要事項の決定および各取締役の業務執行状況の監督等を行うとともに、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めております。
- ④ 取締役会への付議議案につきましては、取締役会規則により定められている付議基準に則り提出され、取締役会における審議が十分行われるよう付議される議題に関する資料につきましては事前に全役員に配布され、各取締役が取締役会に先立ち十分な準備ができる体制をとるものとしております。
- ⑤ 日常の職務執行に際しては、基本組織規程等に基づき権限の委譲がおこなわれ、各レベルの責任者が効率的に業務を遂行できる体制をとるものとしております。

5. 使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、代表取締役社長のもと、平成18年4月に取締役会は、「倫理・コンプライアンス規程」を制定・施行し、「反社会的勢力および団体への対処」の項目を含む10項目の行動規範を定め、それを遵守するとともに、従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築するため、「内部通報規程」

を制定・施行いたしました。

- ② 担当役員は、「倫理・コンプライアンス規程」に従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつコンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理・監督し、従業員に対して適切な研修体制を構築し、それを通じて従業員に対し、内部通報規程のさらなる周知徹底を図ります。なお、平成 19 年 7 月 1 日には、社内通報窓口に加え、第三者機関（外部のコンサルティング会社）による内部通報窓口「宝リスクホットライン」を設置いたしました。

6. 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループの業務の適正については、関係会社管理規程に従い管理し、業務執行の状況について、CSR部、総務人事部、経理部等の各担当部が当社規程に準じて評価および監査を行うものといたします。
- ② 当社グループ間の取引については、一般的な取引条件を勘案し、取締役の稟議決裁により決定しております。
- ③ CSR部、総務人事部、経理部等の各担当部は、子会社および関係会社に損失の危険が発生し、各担当部がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度および当社に及ぼす影響等について、当社の取締役会および担当部署に報告する体制を確保し、これを推進いたします。
- ④ 平成 20 年 4 月 22 日現在、当社には親会社はございません。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）につきましては、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して検討いたします。

なお、平成 20 年 4 月 22 日現在、監査役会はその職務を補助すべき従業員を置くことを求めておりません。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動につきましては、監査役会の同意を必要といたします。
- ② 監査役の職務を補助すべき従業員は、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価につきましては監査役の意見を聴取するものといたします。

9. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役および従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うことといたします。
- ② 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりといたします。
 1. 当社の内部統制システムの構築に関わる部門の活動状況

2. 当社の子会社および関係会社の監査役および内部監査部門の活動状況
3. 当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
4. 業績および業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
5. 内部通報制度の運用および通報の内容
6. 監査役から要求された契約書類、社内稟議書および会議議事録の回付

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、法令に基づく事項のほか、監査役が求める事項を適宜、監査役へ報告することとしております。
- ② 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する件を含め、当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、もって当社の監査体制の実効性を高めるため、代表取締役社長を責任者として、総務人事担当役員、経理担当役員、CSR部長および各監査役をメンバーとする監査体制検討会を開催いたします。
- ③ 同検討会のメンバーは、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しなければなりません。
- ④ 監査役会、CSR部および会計監査人は必要に応じ相互に情報および意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図っております。
- ⑤ 代表取締役社長は、監査役4名と定期的に会合し、コンプライアンス面や内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。
- ⑥ 代表取締役社長は、内部監査部門の実施する内部監査の計画、内部監査実施の経過およびその結果を監査役に報告することとしています。

以上